

石建総第 45-2 号
令和2年 4月23日

石狩市都市計画審議会
会長 岡本 浩一 様

石狩市長 加藤 龍幸



「石狩市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」
第5条第1項ただし書の規定に基づく建築物の建築許可につ
いて（諮問）

下記案件について、石狩市特別用途地区内における建築物の制
限に関する条例第5条第2項の規定に基づき諮問します。

記

諮問案件

「石狩市特別用途地区内における建築物の制限に関する条
例」第5条第1項ただし書の規定に基づく建築物の建築許可に
ついて

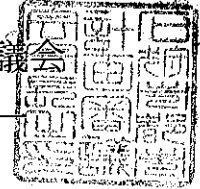
【石狩市長許可】

以上

石都審第 2 号
令和2年 4月23日

石狩市長 加藤 龍幸 様

石狩市都市計画審議会
会長 岡本 浩一



「石狩市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」
第5条第1項ただし書の規定に基づく建築物の建築許可につい
て (答申)

令和2年4月23日付け、石建総第45-2号で諮問のあった
下記の案件については、慎重審議の結果、市長が公益上やむを得
ないと認めて許可することは、妥当であると判断する。

記

案件名

「石狩市特別用途地区内における建築物の制限に関する条
例」第5条第1項ただし書の規定に基づく建築物の建築許可
について

【石狩市長許可】